

事前受付における賃上げ表明書について

総合評価落札方式における、賃上げを実施する企業に対する加算措置は、事業年度（各社の設定している会計年度等 例：4～3月）、または暦年（1～12月）の1年間に、対前年度比または対前年比で一定の賃上げを行うことを表明することで適用となります。

但し、表明する期間の事業年度・暦年の別、工事の契約時期（R5年度・R6年度）により加算対象となる表明期間が異なりますのでご注意ください。

なお、事前受付時に提出がない場合でも個別案件毎の技術資料に表明書等必要書類を提出することで賃上げ表明は可能です。

【注意】

今後の「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加算措置」については、現時点で未定であり本事前受付については現在の運用が継続されることを前提としています。

このため、公告時点で運用が変更になっている場合、個別工事毎に再度対応することとなります。

なお、その際に、本事前受付のために従業員と合意した賃上げ表明等の実施について発注者側では責任を負いかねますので留意願います。

【暦年表明の場合】

契約を行う予定の暦年に賃上げを行うことが加算対象となるため、本事前受付の対象工事の契約予定時期の令和6年が賃上げの表明期間になります。

〈記載例〉

「当社は、令和6年において、給与総額を対前年増加率1.5%以上とすることを表明致します（従業員と合意したことを表明いたします）。」

【事業年度表明の場合】

契約を行う予定の国の会計年度（4～3月）に始まる各社の事業年度に賃上げを行うことが加点対象となります。このため、工事の契約日（3月まで、4月以降）によって、加点の対象となる表明期間が異なります。

令和6年3月までに契約の工事の場合、令和5年度中に始まった、または始まる事業年度を賃上げ期間とします。

令和6年4月以降に契約の工事の場合、令和6年度中に始まる事業年度を賃上げ期間とします。

〈記載例〉

○3月までに契約する工事の記載

「当社は、令和5年度^{注1}（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）において、給与総額を対前年度増加率1.5%以上とすることを表明致します（従業員と合意したことを表明いたします）。」

注1 企業の事業年度によっては“令和6年度”となる場合あり。

◆表明書の（ ）内に記載される事業年度は、1月～3月に契約する工事の場合には次のいずれかのパターンになります。

- ・令和5年 4月1日から令和6年 3月31日まで
- ・令和5年 5月1日から令和6年 4月30日まで
- ・令和5年 6月1日から令和6年 5月31日まで
- ・令和5年 7月1日から令和6年 6月30日まで
- ・令和5年 8月1日から令和6年 7月31日まで
- ・令和5年 9月1日から令和6年 8月31日まで
- ・令和5年10月1日から令和6年 9月30日まで
- ・令和5年11月1日から令和6年10月31日まで
- ・令和5年12月1日から令和6年11月30日まで
- ・令和6年 1月1日から令和6年12月31日まで
- ・令和6年 2月1日から令和7年 1月31日まで
- ・令和6年 3月1日から令和7年 2月28日まで

○4月以降に契約する工事の記載

「当社は、令和6年度^{注2}（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）において、給与総額を対前年度増加率1.5%以上とすることを表明致します（従業員と合意したことを表明いたします）。」

注2 企業の事業年度によっては“令和7年度”となる場合あり。

◆表明書の（ ）内に記載される事業年度は、4月・5月に契約する工事の場合には次のいずれかのパターンになります。

- ・令和6年 4月1日から令和7年 3月31日まで
- ・令和6年 5月1日から令和7年 4月30日まで
- ・令和6年 6月1日から令和7年 5月31日まで
- ・令和6年 7月1日から令和7年 6月30日まで
- ・令和6年 8月1日から令和7年 7月31日まで
- ・令和6年 9月1日から令和7年 8月31日まで
- ・令和6年10月1日から令和7年 9月30日まで
- ・令和6年11月1日から令和7年10月31日まで
- ・令和6年12月1日から令和7年11月30日まで
- ・令和7年 1月1日から令和7年12月31日まで
- ・令和7年 2月1日から令和8年 1月31日まで
- ・令和7年 3月1日から令和8年 2月28日まで

※中小企業の場合、法人税申告書に記載されている事業年度の期間と同じ記載。